

令和 7 年度 枕崎市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は福祉課とする。

7 調達の推進方法及び実績の公表

- (1) 福祉課は、各所属が調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等について情報提供を行う。
- (2) 各所属は、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、枕崎市契約規則（昭和52年枕崎市規則第22号）の規定に基づき随意契約方式を活用しながら、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- (3) 年度の終了後、遅滞なく、本市のすべての機関における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和7年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。
- (2) 調達方針の推進に当たっては、市内中小企業やシルバー人材センター等に十分配慮する。
- (3) 市職員個人による物品等の調達推進にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等について情報提供を行う。